

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人新柏会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、交通費の実費を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、旅費規程により日当を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、旅費規程により日当を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、旅費規程により日当及び交通費の実費を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費規程により日当及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成21年10月1日より適用する

2 平成22年8月11日 改 定

3 平成23年3月11日 改 定

4 平成25年10月11日改 定

役員及び評議員の報酬に関する規程

社会福祉法人 新柏会